

## 宮崎大学医学部附属病院職員「職業倫理」

平成 24 年 6 月 20 日制定

- 1 宮崎大学医学部附属病院に勤務するすべての職員は、本院の理念および基本方針にもとづいて行動し、医療の質を高く保つ。
- 2 職員は、患者の健康と安全を守ることをすべてに優先させなければならない。その際、患者の人格を尊重し、個人の秘密を守る。
- 3 職員は、人間の生命は有限であり、提供できる医療には限界があることを常に自覚して、謙虚な態度で業務にあたる。
- 4 職員は、患者から要請があっても、倫理や法律に反する行動、および医学上適切でない行為を行ってはならない。
- 5 職員は、医療の安全性を高めるために最大限の努力をしても、医療事故は発生する可能性があることから、医療事故が発生したときは、自らの責任を回避せず、誠実に対応する。決して虚偽の説明や記載をしてはならない。
- 6 職員は、医療を安全に遂行するために、「医療事故防止対策マニュアル」を遵守しながら、最大限の注意を払って業務にあたる。
- 7 職員は、インシデントが発生したとき、ただちに当該診療科のリスクマネージャーへ報告する。報告を受けたリスクマネージャーは、速やかに医療安全管理部へ報告する。